

1-1 京町家や大規模邸宅・庭園などの景観資産を保全・継承するための制度創設等

(国土交通省)

1 景観資産の現状

京都市は、京町家を中心とする町並み景観をはじめ、平安時代から今日まで連続と続くわが国の歴史に育まれ、それぞれの時代を彷彿とさせる景観資産を有する歴史的重層性を実感できる都市であります。

2 景観資産が抱える課題

相続や維持管理の問題等で継承が困難なために毎年約2%が消失している京町家や、文化財に匹敵するような大規模な邸宅や庭園など、京都の景観の基盤を構成する建造物等に対する更なる取組のスピードの加速と支援対象の拡大が求められています。

また、京町家は、建築基準法上では既存不適格建築物であるため、増改築や用途変更等の際に現行法へ適合させることが困難な状況となっており、建築基準法の適用が京町家等の保全・再生が進まない要因の一つとなっています。さらに、技術開発や人材育成の観点等から、都市景観に関する研究・教育機関の設立が求められています。つきましては、これらの課題に総合的に取り組んでいくため、次のとおり、提案します。

3 提案事項

- (1) 京町家等の改修や維持管理、一時買取のための財源措置
- (2) 適切な管理を条件とした京町家等に対する相続税の納税猶予等の税制上の支援措置
- (3) 景観整備機構が交付する京町家等の改修等に対する助成金を税法上の収入としないための措置
- (4) 京町家等の伝統構法による建築物の保全・再生や新築を可能とする設計手法の確立及び建築基準法の規定整備と、保全・再生の重要度の高い京町家等に対する建築基準法適用除外に係る技術的支援
- (5) 都市景観の保全・再生に関する研究、技術開発及び人材育成を行うナショナルセンターの設立及び京都市への設置

所管の省庁課：国土交通省（都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室）
国土交通省（住宅局建築指導課）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 景観政策課長 松田彰 TEL 075-222-3397
都市計画局 建築指導部 建築指導課長 佐藤洋 TEL 075-222-3620

現状・京都市の取組

歴史的環境形成総合支援事業(国)の活用

平成 21 年度～

歴史的風致形成建造物に指定した京町家や酒蔵、歌舞練場などの修理・修景に助成を行う

上七軒歌舞練場修理事業



月桂冠旧本社修理事業



京町家まちづくり調査

平成 20 年度～平成 21 年度



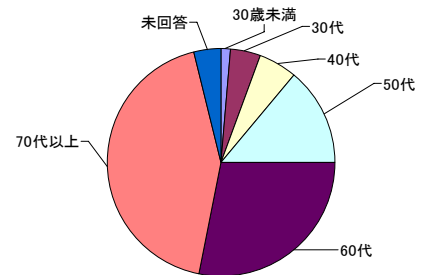
京町家の保全・活用策の施策立案を行うため、市域に残存する京町家を対象に調査
調査対象：戦前に市街化された地域、旧街道沿い



課題

(出典)京町家調査アンケート

京町家は年 2% ずつ消失
回答者の 3/4 が 60 歳以上
⇒ 相続・継承問題は喫緊の課題



提案例

景観重要建造物などの適正に管理されている京町家に対する相続税の納税猶予措置



景観重要建造物 (小島邸)



景観重要建造物 (吉田邸)